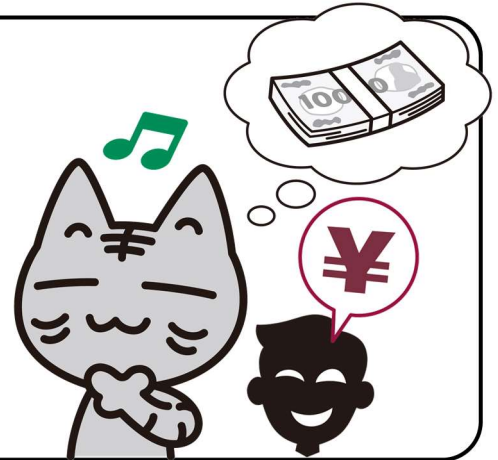


身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

持続化給付金の

不正受給を持ちかけられても 乗らないで!



事例



SNSで知り合った知人から、誰でも対象であるとの説明を受け、自分是对象外ではないかと思いながらも持続化給付金の申請依頼をしたところ、100万円の入金があった。

後日、知人から申請を代行した法人に17万円の送金を依頼された。給付金には手をつけていないが警察に通報した方がよいか。

アドバイス



受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける誘いには絶対に乗らない!

◆ 持続化給付金は事業者に対して支払われます。事業を行っておらず受給資格がないサラリーマンや、無職の人が、自身を事業者と偽って申請をすることは犯罪行為にあたります。

誘いに乗った消費者自身も罪に問われる可能性が高いので注意してください。

◆ 友人や知人、SNSを通じて誘いを受けてもはっきり断りましょう。

◆ 不安なことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

◆ 持続化給付金の対象者等詳しいことを知りたい時は、



経済産業省持続化給付金事業コールセンター(0120-115-570)

にお問い合わせください。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は
消費者ホットライン

☎局番なし

188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

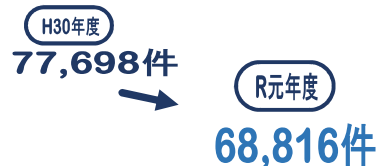
通信販売による定期購入に関する相談が急増！



令和元年度 神奈川県内における消費生活相談概要

1. 1年でどれくらいの苦情相談が寄せられたのでしょうか？

神奈川県内の消費生活センター等で受け付けた苦情相談件数は68,816件でした。前年度（77,698件）と比べて8,882件減少しています。いわゆる架空請求等の相談が大幅に減少したこと等により、前年度からは減少となりました。



2. どのような相談が多かったのでしょうか？

○ 1位 商品一般 12,309件（前年度23,187件）

「訴訟」や「差押え」をほのめかして不安をあまり、連絡してきた人に様々な理由をつけて金銭を要求する、いわゆる架空請求ハガキ等に関する相談など。



○ 2位 デジタルコンテンツ 5,445件（前年度8,125件）

セキュリティソフトやアダルトサイトにおける身に覚えのない請求や料金のトラブルに関する相談など。



○ 3位 健康食品 3,541件（前年度1,998件）

「お試しのつもりが、定期購入だった。」という定期購入に関する相談など。



3. 令和元年度の特徴的な相談は何でしょうか？

健康食品や化粧品等の通信販売による定期購入に関する苦情相談件数は3,971件で、前年度（1,848件）と比べ、約2.1倍となっています。内容は、「お試しのつもりで購入したが、定期購入だった。」といった相談が多くなっています。

アドバイス ネット通販での購入は「価格」だけで判断せず、契約条件を必ず確認しましょう。

- 購入する前に「定期購入になっていないか。」「定期購入になった時の購入価格はいくらか。」「定期購入期間内の解約はできるのか。こういった方法で解約したらよいか。」について、よく確認しましょう。
- 「スマートフォンで注文したので、小さい文字の表示はよく見えず、わからなかった。」といった事例もあります。画面が小さな端末から購入する際は特に注意が必要です。
- 広告の表示や利用規約で購入時の条件等をよく確認しましょう。できれば、画面の保存や印刷をしておくトラブル解決の役に立つことがあります。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>
Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi



神奈川県



暮らし安全防災局
消費生活課

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506